

【中小企業金融円滑化実施状況について】

平成21年12月4日に施行されました「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（中小企業者等金融円滑化法）は、平成25年3月末をもって期限到来となっておりますが、法期限後も当金庫は地域の中小企業者並びに住宅資金借入者のみなさまからのご相談に積極的かつ柔軟に対応し、できる限りみなさまのご要望に取り組んでおります。

【1】金融円滑化に向けた取組みについて

【2】金融円滑化を図るための取組状況